

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 7 月 1 日

川本産業株式会社

2024年7月1日

吸収合併に係る事後開示事項

大阪市中央区谷町二丁目6番4号
川本産業株式会社
代表取締役社長 福井 誠

当社は、2024年5月8日付でニシキ株式会社（以下「ニシキ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年6月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ニシキを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2024年6月30日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求
ニシキは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
ニシキは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
ニシキは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議申立
ニシキは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年5月24日付で官報

に公告を行うとともに、同日付で債権者に対し異議申述に係る個別催告を行いました
が、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続
の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株
主は、同法第796条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株
主は、同法第797条に基づく株式買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年5月24日付で官報に
公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はない
ませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に
関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2024年6月30日をもって、ニシキの資産、負
債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規
則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
2024年7月12日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024年5月24日

ニシキ株式会社

2024年5月24日

吸収合併に係る事前開示事項

福岡市博多区綱場町8番23号
ニシキ株式会社
代表取締役 河野 寿序

当社は、2024年5月8日付で川本産業株式会社（以下「川本産業」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年6月30日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、川本産業を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2024年5月8日付で当社と川本産業との間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は川本産業の完全子会社であるため、川本産業は本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

ア. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

川本産業の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

イ. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

2024年3月末日現在の川本産業及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

(単位：千円)

	資産の額	負債の額	純資産の額
川本産業	17,547,147	11,139,905	6,407,241
当社	460,571	448,006	12,564

川本産業及び当社は、2024年3月末日時点で、いずれも資産超過となっています。加えて、本吸収合併の効力発生日までに川本産業及び当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は予測されておりません。

また、本吸収合併の効力発生日以後の川本産業の収益状況及びキャッシュフローの状況について、川本産業の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併の効力発生日後における川本産業の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

吸収合併契約書

川本産業株式会社

ニシキ株式会社



吸収合併契約書

川本産業株式会社（以下「甲」という。）及びニシキ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本吸収合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社：（商号）川本産業株式会社
（住所）大阪府中央区谷町二丁目6番4号
- (2) 吸収合併消滅会社：（商号）ニシキ株式会社
（住所）福岡県福岡市博多区綱場町8番23

第3条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年6月30日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をすることは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第6条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管する。

2024年5月8日

甲：大阪府大阪市中央区谷町2-6-4 谷町ビル
川本産業株式会社
代表取締役社長 福井 誠



乙：福岡県福岡市博多区綱場町8番23
ニシキ株式会社
代表取締役社長 河野 寿序





1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

1) 営業の状況

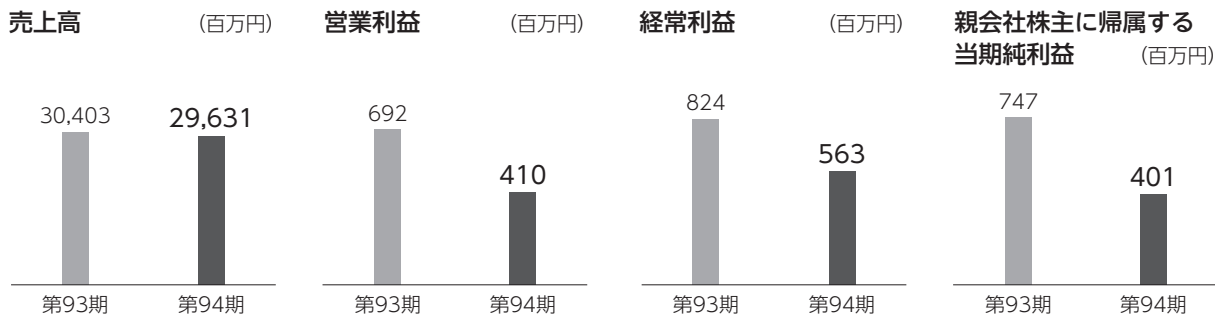
当連結会計年度におけるわが国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した結果、様々な行動制限が解除され、社会経済活動の正常化が進みました。一方、世界的な資源価格の上昇や急激な為替の変動、各地域での地政学リスクの高まりなど、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループが属する医療衛生材料業界は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染管理製品をはじめとした医療消耗品の市場は拡大いたしました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ分類されたことにより、その需要は減少しております。また、当業界は政府による医療費適正化に向けた取組みの流れの中にあり、衛生材料を含む医療消耗品は引き続き価格競争に晒されております。加えて、原材料価格やエネルギーコストの高騰、円安に起因する輸入品価格の上昇など、厳しい事業環境が続きました。育児用品の業界におきましては、2023年の国内出生数が過去最少の75万人と見込まれており、引き続きマーケットの縮小に直面しております。

このような状況の下、当社はコンシューマ事業、メディカル事業ともに自社製品の売上高拡大及び利益率の改善を基本方針として取り組んでまいりました。売上高は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、コンシューマ事業、メディカル事業それぞれにおいて、当初想定していた以上に感染管理製品の需要が減少し、減収となりました。利益面では、売上高の減少に加え、原材料価格や光熱費等の上昇、円安による輸入品価格の高騰などにより売上原価が増加し、減益となりました。また特別損失として、クロス工業株式会社の能登半島地震被災により発生した災害による損失を計上しております。

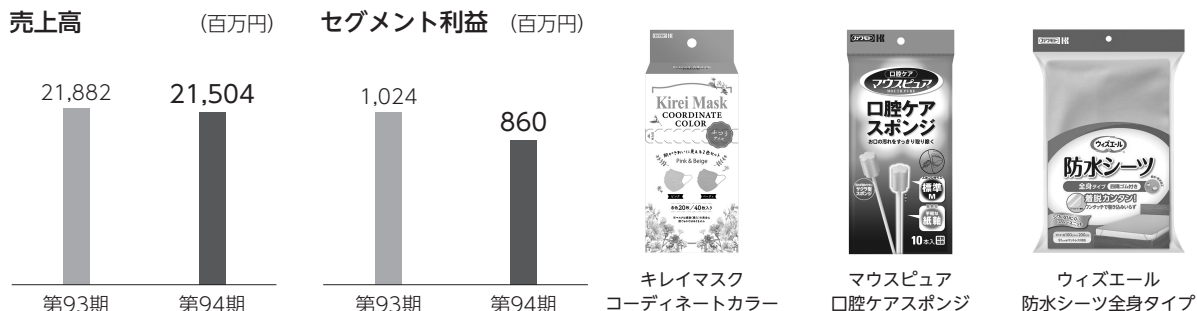
以上の結果、同連結会計年度の業績につきまして、売上高は29,631,614千円（前年同期比2.5%減）、営業利益は410,203千円（同40.7%減）、経常利益は563,787千円（同31.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は401,761千円（同46.2%減）となりました。

事業報告



2) 主な事業の概況

(コンシューマ事業)

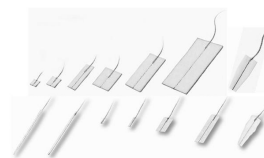
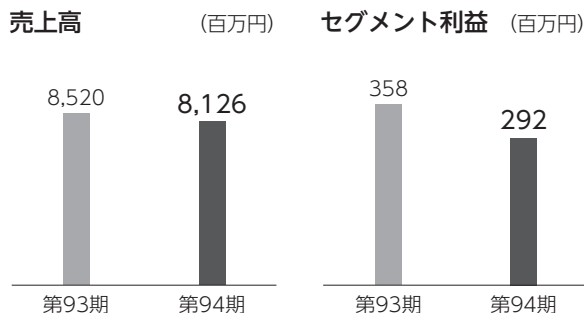


コンシューマ事業では、一般消費者や企業、各種施設に向けて、衛生材料・医療用品・介護用品・育児用品・安全衛生保護具等を積極的に販売いたしました。売上面では、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、カラーマスクを除く通常のマスクの売上が大きく減少いたしました。カラーマスクにつきましては堅調に推移しており、さらなる販売拡大を図るためにタレントを起用した広告宣伝を実施いたしました。口腔ケア製品につきましては、積極的な営業活動によりドラッグストア向けの販売が拡大し、前年同期比103.4%と売上が増加いたしました。その他、育児用品、介護用品、各種衛生材料及び医療用品等につきましては、得意先ごとの増減はあるものの、堅調に推移しております。利益面では、物流費の削減に取り組んだものの、自社製品における原材料価格や光熱費等の上昇、円安による輸入製品の仕入価格高騰の影響を受けたことにより、減益となりました。

以上の結果、売上高は21,504,762千円（前年同期比1.7%減）、セグメント利益は860,442千円（同16.0%減）となりました。

事業報告

(メディカル事業)



滅菌ベンシーツ



GGプロジェラ



ステアジェル
リフレッシュアロマ

メディカル事業では、感染管理製品や口腔ケア製品、手術関連製品の拡販及び製造受託の拡大に努めました。売上面では、感染管理製品が新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により需要が減少し、医療従事者が使用する手指消毒剤や個人用防護具の売上が大きく減少いたしました。手術関連製品では、積極的な販売活動の結果、前年同期比で103.5%と増加いたしました。また、医療機器等の製造受託においても、継続して受託活動に取り組んだ結果、前年同期比で110.7%となりました。売上が拡大した製品もあるものの、感染管理製品の減少をカバーするには至らず、減収となりました。利益面では、感染管理製品の販売価格の下落や原材料価格・光熱費等の上昇、円安による輸入製品の仕入価格高騰などにより減益となりました。また、使用期限のある感染管理製品の一部を評価減したことも、セグメント利益を減少させる要因となりました。

以上の結果、売上高は8,126,852千円（前年同期比4.6%減）、セグメント利益は292,857千円（同18.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、247,363千円であります。その主な内容は、工場・工場設備の取得が195,922千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第91期 2021年3月期	第92期 2022年3月期	第93期 2023年3月期	第94期 当連結会計年度 2024年3月期
売 上 高	30,872,223	30,091,616	30,403,907	29,631,614
経 常 利 益	1,368,599	856,914	824,906	563,787
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,370,591	642,619	747,405	401,761
1株当たり当期純利益	236円49銭	110円88銭	128円96銭	69円32銭
総 資 産	17,109,479	17,155,542	19,510,083	19,549,386
純 資 産	5,363,636	5,965,271	7,307,714	7,750,757
1株当たり純資産額	916円85銭	1,019円15銭	1,146円87銭	1,222円32銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第92期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第92期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第91期 2021年3月期	第92期 2022年3月期	第93期 2023年3月期	第94期 当事業年度 2024年3月期
売 上 高	28,872,922	28,409,232	28,657,568	27,472,866
経 常 利 益	965,640	954,260	725,777	547,411
当 期 純 利 益	1,100,379	781,190	502,083	380,493
1株当たり当期純利益	189円87銭	134円79銭	86円63銭	65円65銭
総 資 産	16,275,559	16,266,017	17,575,724	17,547,147
純 資 産	5,116,739	5,662,860	6,077,184	6,407,241
1株当たり純資産額	882円88銭	977円11銭	1,048円60銭	1,105円55銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第92期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第92期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はエア・ウォーター株式会社で、同社は当社の株式を2,903千株（議決権比率50.15%）保有しております。

当社は、同社とCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の借入を行っており、取引条件は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

また、親会社との間で締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。

経営の意思決定に関しては、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性についても問題はないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浙江川本衛生材料有限公司	36,000千人民元	100%	医療・衛生材料の製造販売
ニシキ株式会社	10,000千円	100%	介護・育児用品の製造販売
株式会社サカキ L & E ワイズ	10,000千円	90%	医療・化粧品の製造販売 営業倉庫・輸送業
クロス工業株式会社	93,000千円	66.6%	包帯・インナーウェア・レースなどの製造販売

(注) 当社は、2024年6月30日を効力発生日（予定）として、ニシキ株式会社を吸収合併いたします。

(4) 対処すべき課題

次期、2025年3月期の当社を取り巻く環境につきましては、世界的な資源価格の高騰や円安相場の継続、人件費の上昇など仕入・製造コストの増加が予測され、厳しい事業環境が継続すると予想されます。また、マスクや手指消毒剤などの感染管理製剤の特需はないと見込んでおり、感染管理製剤以外の医療衛生材料につきましては、引き続き価格競争が続くものと想定されます。

このような厳しい事業環境の中、当社は「我が社は常に進歩を求め、社会の保健衛生の向上と豊かな衣生活の充実の為、堅実な発展を続ける」という経営理念に基づき、事業拡大に取り組んでまいります。「自社製品の拡大」と「利益率の改善」を最重要課題と認識し、感染管理製剤や口腔ケア製品、介護用品等の積極的な販売、市場のニーズに応える新製品の開発及び製造受託の拡大を図ってまいります。また、中長期的な企業価値拡大のために、医療や介護、育児に関する企業のM&A、及び、従業員の多様性・専門性を高める取組みや、次世代の経営幹部の育成などといった人的資本への積極的な投資を行ってまいります。

これらの取組みを踏まえ、次期（2025年3月期）の業績見通しにつきましては、売上高は31,000,000千円（前期比4.6%増）、営業利益は500,000千円（同21.9%増）、経常利益は650,000千円（同15.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は455,000千円（同13.3%増）を見込んでおります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社には、「コンシューマ事業」と「メディカル事業」があります。

「コンシューマ事業」は、国内の企業及び一般消費者、産業・工業向けに、衛生材料・医療用品・介護用品・育児用品・安全衛生保護具等の製造販売及び仕入販売を行っております。

「メディカル事業」は、国内外の医療機関や施設向けに、衛生材料・医療用品・感染管理製剤・介護用品等の製造販売及び仕入販売を行っております。

(6) 主要な支社・営業所及び工場（2024年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
東京支社	東京都中央区新川1-24-1 DAIHO ANNEX 8階
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区千代田5-5-15
広島営業所	広島県広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル9階
大阪工場	大阪府泉北郡忠岡町忠岡東3-14-20

② 子会社

名称	所在地
浙江川本衛生材料有限公司	浙江省嘉兴市秀洲工业园区秀新路508号
ニシキ株式会社	福岡県福岡市博多区綱場町8-23 朝日生命福岡昭和通ビル2階
株式会社サカキL&Eワイズ	三重県松阪市上川町3639-21
クロス工業株式会社	兵庫県尼崎市南武庫之荘1-17-1

(注) 当社は、2024年6月30日を効力発生日（予定）として、ニシキ株式会社を吸収合併いたします。

(7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
436名	△8名

(注) 従業員数には臨時従業員の年間平均人員126名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	△4名	41.7歳	17.7年

(注) 従業員数には臨時従業員の年間平均人員5名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
エア・ウォーター株式会社	1,720,000千円
株式会社南都銀行	820,000千円
株式会社紀陽銀行	700,000千円
株式会社滋賀銀行	441,676千円
株式会社中国銀行	430,700千円
株式会社百十四銀行	300,000千円
兵庫県信用農業協同組合連合会	290,000千円
株式会社池田泉州銀行	285,000千円
三井住友信託銀行株式会社	200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,000,000株（自己株式204,480株を含む）
- (3) 株 主 数 3,872名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エア・ウォーター株式会社	2,903千株	50.10%
株式会社TK	269千株	4.65%
MSIP CLIENT SECURITIES	236千株	4.08%
川本 武	235千株	4.06%
楽天証券株式会社	62千株	1.08%
株式会社日本カストディ銀行	45千株	0.78%
株式会社SBI証券	39千株	0.68%
佐々木 愛子	36千株	0.62%
小津産業株式会社	33千株	0.58%
川本 稔	28千株	0.48%

- (注) 1. 当社は、自己株式（204,480株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	福 井 誠	ニシキ株式会社取締役 クロス工業株式会社取締役
常務取締役執行役員	吉 田 康 晃	経営企画・管理統括 兼 経営企画室室長 兼 管理本部本部長 兼 内部監査室室長 浙江川本衛生材料有限公司董事 ニシキ株式会社取締役 株式会社サカキ L & E ワイズ取締役 クロス工業株式会社取締役
取締役執行役員	小 澤 徹 也	購買物流・品質保証統括 浙江川本衛生材料有限公司董事長
取締役執行役員	内 海 博 明	生産統括 兼 生産本部本部長 株式会社サカキ L & E ワイズ取締役
取締役執行役員	吉 村 真 信	営業統括 ニシキ株式会社取締役 クロス工業株式会社取締役
取締役 (監査等委員)	福 田 健 太 郎	エア・ウォーター株式会社顧問 公益財団法人浅香山病院評議員 国立大学法人神戸大学特別顧問
取締役 (監査等委員)	親 泊 伸 明	日本経営ウィル税理士法人顧問 社会保険労務士法人日本経営代表社員 税理士親泊伸明事務所代表
取締役 (監査等委員)	小 寺 美 帆	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	小 玉 稔	ジャパンエステート株式会社顧問

- (注) 1. 小寺美帆氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は田中美帆であります。
2. 取締役のうち親泊伸明氏、小寺美帆氏及び小玉稔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は親泊伸明氏、小寺美帆氏及び小玉稔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 4. 取締役 (監査等委員) の親泊伸明氏は、会計・税務コンサルタントとして長年の実績を有しており、また取締役 (監査等委員) の福田健太郎氏及び小玉稔氏は、金融機関において要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。
 6. 取締役執行役員である小澤徹也氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。
 7. 当社は、2024年6月30日を効力発生日 (予定) として、ニシキ株式会社を吸収合併いたします。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本方針とし、取締役会にてその方針を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみとしており、担当職務、各期の業績、貢献度等に応じて報酬額を決定しております。

監査等委員である取締役個々の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。

また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額を決定することを、取締役会より委任された代表取締役社長執行役員である福井誠に委任しております。

代表取締役社長は、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の担当職務、責任範囲、成果や貢献度等を総合的に判断し、指名報酬委員会の答申を踏まえたうえで、個人別報酬額を決定しております。

また、当社の業績向上及び企業価値増大への貢献意識の向上を目的として、取締役（社外取締役含む）の月額報酬の一部を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。

④取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役 (うち社外取締役)	58,900千円 (-)	6名 (0名)
監査等委員 (うち社外取締役)	26,760千円 (21,600千円)	4名 (3名)
合計	85,660千円	10名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記のほか、使用人兼務取締役（6名）の使用人分給与は61,600千円であります。
2. 上記には2023年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 期末現在の人員数は取締役5名、監査等委員4名であります。
4. 当社の取締役及び監査等委員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査等委員である取締役の親泊伸明氏は日本経営ウィル税理士法人顧問、社会保険労務士法人日本経営代表社員、税理士親泊伸明事務所代表であります。当社と日本経営ウィル税理士法人の間には2022年度に営業上の取引が僅少ありましたが、2023年度の取引はございません。また、当社と社会保険労務士法人日本経営及び税理士親泊伸明事務所の間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役の小寺美帆氏は弁護士法人大江橋法律事務所パートナーであります。当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、2023年度の顧問料等は双方の売上に占める割合としては僅少であり、独立性が十分確保されております。なお、小寺美帆氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は田中美帆であります。

監査等委員である取締役の小玉稔氏はジャパンエステート株式会社顧問であります。当社と当該会社との間には、取引や特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	親 泊 伸 明	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席（出席率100%）し、税理士としての豊富な経験と専門的見地に基づき、子会社も含めた連結グループ全体の税務・会計に関する事項に対して、客観的かつ独立した立場から意見を述べるなど、期待される役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席（出席率100%）し、主に監査等委員会室の監査の報告を審議し、また内部監査について必要に応じて発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	小 寺 美 帆	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席（出席率100%）し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、子会社も含めた連結グループ全体の企業法務やコンプライアンス、労務に関する事項に対して、客観的かつ独立した立場から意見を述べるなど、期待される役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席（出席率100%）し、主に監査等委員会室の監査の報告を審議し、また内部監査について必要に応じて発言を行っております。</p> <p>なお、小寺美帆氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は田中美帆であります。</p>
取締役 (監査等委員)	小 玉 稔	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席（出席率100%）し、企業経営の経験者として、子会社も含めた連結グループ全体に対して、客観的かつ独立した立場から意見を述べるなど、期待される役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席（出席率100%）し、主に監査等委員会室の監査の報告を審議し、また内部監査について必要に応じて発言を行っております。</p>

(4) 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

① 被保険者の範囲

当社全ての取締役（監査等委員を含む）及び当社が採用する執行役員並びに当社子会社において同様の地位にある者

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）につき、5億2,500万円を限度として当該保険契約により補填することとしております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,530千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,530千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定的な経営基盤の確保並びに事業展開のための内部留保を勘案しながら利益還元策を実施していくことを基本方針としております。このような基本方針のもと、当社は業績の状況に見合った安定的な配当を実施していく所存です。自己株式の取得、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度の配当金につきまして、1株当たり18円（うち中間配当金0円）とさせていただきます。

本事業報告中の記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,588,235	流 動 負 債	8,685,009
現金及び預金	1,501,588	支払手形及び買掛金	2,765,067
受取手形及び売掛金	4,736,847	電子記録債務	1,243,210
電子記録債権	4,830,345	短期借入金	1,000,000
有価証券	2,291	関係会社短期借入金	1,720,000
商品及び製品	2,130,585	1年内返済予定の長期借入金	807,970
仕掛品	342,071	リース債務	1,115
原材料及び貯蔵品	221,550	未払法人税等	52,001
その他	835,506	賞与引当金	148,032
貸倒引当金	△12,552	返金負債	202,221
固 定 資 産	4,961,150	そ の 他	745,392
有形固定資産	3,199,078	固 定 負 債	3,113,618
建物及び構築物	1,471,813	長期借入金	2,429,570
機械装置及び運搬具	425,180	リース債務	2,788
土地	1,227,126	繰延税金負債	120,000
リース資産	3,464	退職給付に係る負債	307,863
建設仮勘定	16,930	資産除去債務	47,737
その他	54,562	そ の 他	205,659
無形固定資産	665,453	負 債 合 計	11,798,628
のれん	216,486	純 資 産 の 部	
その他	448,967	株 主 資 本	6,406,271
投資その他の資産	1,096,618	資 本 金	883,000
投資有価証券	537,179	資 本 剰 余 金	1,148,407
繰延税金資産	153,305	利 益 剰 余 金	4,449,321
長期貸付金	5,136	自 己 株 式	△74,457
その他	430,049	その他の包括利益累計額	677,729
貸倒引当金	△29,052	その他有価証券評価差額金	224,363
資 産 合 計	19,549,386	為替換算調整勘定	239,049
		退職給付に係る調整累計額	214,316
		非支配株主持分	666,756
		純 資 産 合 計	7,750,757
		負 債 純 資 産 合 計	19,549,386

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,631,614
売上原価	24,572,599
売上総利益	5,059,014
販売費及び一般管理費	4,648,811
営業利益	410,203
営業外収益	
受取利息	4,724
受取配当金	13,906
為替差益	58,709
仕入割引	57,633
その他	46,933
営業外費用	181,907
支払利息	25,386
その他	2,937
経常利益	563,787
特別利益	
固定資産売却益	693
投資有価証券売却益	0
子会社役員退職金返上益	70,000
特別損失	70,694
固定資産除売却損失	2,234
災害による損失	9,109
税金等調整前当期純利益	11,344
法人税、住民税及び事業税	623,137
法人税等調整額	168,529
当期純利益	47,091
非支配株主に帰属する当期純利益	407,515
親会社株主に帰属する当期純利益	5,754
	401,761

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部			負債の部		
科 目	金額	科 目	金額		
流動資産	13,063,392	流動負債	8,267,399		
現金及び預金	537,906	支払手形	344,909		
受取手形	114,124	電子記録債権	1,175,312		
電子記録債権	4,807,987	買掛金	2,406,113		
商品及び製品	4,309,447	短期借入金	1,000,000		
仕掛品	1,936,474	関係会社短期借入金	1,720,000		
原材料及び貯蔵品	267,067	1年内返済予定の長期借入金	771,198		
前払費用	89,080	リース負債	1,115		
前払費用	45,673	未払金	128,492		
その他金	848	未払費用	346,973		
貸倒引当金	961,660	未払法人税等	15,675		
固定資産	△6,879	前受り金	33,053		
有形固定資産	4,483,754	賞与引当金	10,986		
建物	796,899	返金負債	110,184		
構築物	276,681	その他負債	202,221		
機械及び装置	35,543	固定負債	2,872,506		
車両運搬具	58,154	長期借入金	2,264,208		
工具、器具及び備品	0	リース負債	2,788		
土地	40,828	退職給付引当金	562,027		
リース資産	381,312	その他負債	27,663		
建設仮勘定	3,464	負債合計	11,139,905		
無形固定資産	915	純資産の部			
商標権	67,551	株主資本	6,182,565		
特許権	1,980	資本	883,000		
のれん	3,873	資本剰余金	1,192,597		
ソフトウェア	4,916	資本準備金	1,192,597		
その他資産	24,899	利益剰余金	4,181,426		
投資その他の資産	31,880	利益準備金	86,100		
投資有価証券	3,619,303	その他利益剰余金	4,095,326		
関係会社株	524,914	配当引当金	5,000		
出資金	2,574,404	別途積立金	1,000,000		
破産更生債権等	415	繰上金	3,090,326		
繰延税金資産	13,782	自己株式	△74,457		
その他金	191,454	評価・換算差額等	224,676		
貸倒引当金	343,384	その他有価証券評価差額金	224,676		
資産合計	△29,052	純資産合計	6,407,241		
	17,547,147	負債純資産合計	17,547,147		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		27,472,866
売上原価		23,215,905
売上総利益		4,256,960
販売費及び一般管理費		3,864,868
営業利益		392,092
営業外収益		
受取利息	1,711	
受取配当金	84,307	
仕入割引	57,633	
その他	34,726	178,378
営業外費用		
支払利息	22,651	
その他	407	23,058
経常利益		547,411
特別損失		
固定資産除売却損	131	
投資有価証券評価損	11,926	12,058
税引前当期純利益		535,353
法人税、住民税及び事業税		108,388
法人税等調整額		46,472
当期純利益		380,493

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	883,000	1,148,407	4,140,288	△74,457	6,097,238
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△92,728		△92,728
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 益 純 利			401,761		401,761
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	309,032	—	309,032
当 期 末 残 高	883,000	1,148,407	4,449,321	△74,457	6,406,271

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	180,895	182,701	185,876	549,473	661,002	7,307,714
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△92,728
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 益 純 利						401,761
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	43,467	56,348	28,440	128,256	5,754	134,010
当 期 変 動 額 合 計	43,467	56,348	28,440	128,256	5,754	443,043
当 期 末 残 高	224,363	239,049	214,316	677,729	666,756	7,750,757

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

5社

主要な連結子会社の名称

浙江川本衛生材料有限公司

ニシキ株式会社

株式会社サカキL&Eワイズ

クロス工業株式会社

KUROSU HANAM Co.,Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、浙江川本衛生材料有限公司及びKUROSU HANAM Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

尚、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法
時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産を除く)

主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
在外連結子会社は、主として定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械及び装置	3～7年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア
- ・上記以外のもの

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
定額法

③ リース資産
所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社ではコンシューマ事業・メディカル事業において、衛生材料や感染管理製品、口腔ケア製品、育児用品、手術関連製品等の幅広い商品及び製品を販売しております。これら商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品の引渡時点で顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社及び連結子会社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客との契約における対価に、値引やリポート等の変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映しております。

販売促進費や売上割引等の顧客へ支払われる対価がありますが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

・数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

・過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用

税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」(前連結会計年度 890,253 千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	171,472千円
構築物	3,019千円
機械及び装置	316千円
その他	0千円
土地	376,519千円
投資有価証券	193,505千円
計	744,833千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	75,600千円
長期借入金	92,430千円
計	168,030千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,428,513千円

3. 電子記録債権割引高 269,134千円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 35,900千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	6,000,000株	一株	一株	6,000,000株

(注)発行済株式の総数の増減はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効発 生 力 日
2023年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	92,728	16.00	2023年3月31日	2023年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効発 生 力 日
2024年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	104,319	18.00	2024年3月31日	2024年6月26日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金や随時出し入れ可能な元本割れのない有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っておりま

す。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクに晒されておりま。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは市場リスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	494,103	494,103	—
資産計	494,103	494,103	—
(2)長期借入金(1年内返済予定を含む)	(3,237,540)	(3,265,111)	(27,571)
(3)リース債務(1年内返済予定を含む)	(3,903)	(3,809)	(△94)
負債計	(3,241,444)	(3,268,921)	(27,477)

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「有価証券」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「関係会社短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものと考えられることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	43,075

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	484,824	—	—	484,824
投資信託	—	9,279	—	9,279
資産計	484,824	9,279	—	494,103

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	3,265,111	3,265,111
リース債務	—	—	3,809	3,809
負債計	—	—	3,268,921	3,268,921

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は公表されている基準価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	コンシューマ 事業	メディカル 事業	
国内製造事業	2,782,916	7,328,675	10,111,591
国内卸売事業	18,477,386	10,667	18,488,053
海外事業	—	787,510	787,510
その他の事業	244,460	—	244,460
顧客との契約から生じる収益	21,504,762	8,126,852	29,631,614
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	21,504,762	8,126,852	29,631,614

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形及び売掛金	4,864,781
電子記録債権	4,473,846
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形及び売掛金	4,736,847
電子記録債権	4,830,345
契約負債(期首残高)	
前受金	32,239
契約負債(期末残高)	
前受金	35,900

契約負債は、主に、商品又は製品の引き渡し時に収益を認識する海外顧客との販売契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において、契約負債が3,660千円増加した主な理由は、前受金の増加です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,222円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 69円32銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年5月8日開催の取締役会において、2024年6月30日を効力発生日として、当社100%出資の連結子会社であるニシキ株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 ニシキ株式会社

事業の内容 介護用品、育児用品、衣料品等の製造販売及び仕入販売

(2) 企業結合日(効力発生日)

2024年6月30日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、ニシキ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

川本産業株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、より効率的なグループ経営を目的としており、統合後は、調達や生産、販売等において経営資源の有効活用や業務の効率化を図ってまいります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
					配当引当 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	883,000	1,192,597	1,192,597	86,100	5,000	1,000,000	2,802,560	3,893,660
当期変動額								
剰余金の配当							△92,728	△92,728
当期純利益							380,493	380,493
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	287,765	287,765
当期末残高	883,000	1,192,597	1,192,597	86,100	5,000	1,000,000	3,090,326	4,181,426

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△74,457	5,894,799	182,384	182,384	6,077,184
当期変動額					
剰余金の配当		△92,728			△92,728
当期純利益		380,493			380,493
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			42,291	42,291	42,291
当期変動額合計	—	287,765	42,291	42,291	330,056
当期末残高	△74,457	6,182,565	224,676	224,676	6,407,241

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 通常の販売目的で保有する棚卸資産 評価基準は原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- ・商品、製品、仕掛品、原材料 総平均法
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物及び構築物 3～50年
- 機械及び装置 3～7年
- 工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ・上記以外のもの 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社ではコンシューマ事業・メディカル事業において、衛生材料や感染管理製品、口腔ケア製品、育児用品、手術関連製品等の幅広い商品及び製品を販売しております。これら商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品の引渡時点で顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け

取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客との契約における対価に、値引やリベート等の変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映しております。

販売促進費や売上割引等の顧客へ支払われる対価がありますが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	171,472千円
構築物	3,019千円
機械及び装置	316千円
工具、器具及び備品	0千円
土地	376,519千円
投資有価証券	193,505千円
計	744,833千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	75,600千円
長期借入金	92,430千円
計	168,030千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,925,892千円

3. 電子記録債権割引高 269,134千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 短期金銭債権 297,826千円

(2) 短期金銭債務 74,457千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

(1) 営業取引による取引高

売上高	13,253千円
売上原価	1,061,347千円
販売費及び一般管理費	81,320千円

(2) 営業取引以外の取引

受取利息	1,275千円
支払利息	3,968千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	204,480株	-株	-株	204,480株

(注) 自己株式の総数の増減はありません。

(金融商品に関する注記)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。
なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	2,574,404

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の(収益認識に関する注記)と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	171,867	千円
賞与引当金	33,694	千円
返金負債	61,839	千円
貸倒引当金	5,667	千円
棚卸資産評価損	3,956	千円
資産除去債務	8,459	千円
減価償却限度超過額	2,760	千円
減損損失	2,378	千円
ゴルフ会員権評価損	11,574	千円
その他	21,972	千円
繰延税金資産小計	324,171	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△35,105	千円
評価性引当額	△35,105	千円
繰延税金資産合計	289,065	千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△95,214	千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,395	千円
繰延税金負債合計	△97,610	千円

繰延税金資産の純額	191,454	千円
-----------	---------	----

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
エア・ウォーター 株式会社	被所有 直接 50.15%	資金の借入 当社製品の販売	資金の借入 (注1)	16,463,926	関係会社 短期借入金	1,720,000
			資金の返済 (注1)	16,243,926		
			利息の支払	3,968		

2. 子会社

会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
ニシキ株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任3名	資金の貸付 (注2)	-	流動資産 その他	290,000
			利息の受取	1,275		

3. 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)短期資金の借入及び返済については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、随時、借入及び返済が可能なおであります。なお、利率は市場金利を勘案して決定しております。また、担保は提供していません。

(注2)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れていません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,105円55銭

2. 1株当たり当期純利益 65円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

川本産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本 裕人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川本産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川本産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表

示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

川本産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本 裕人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川本産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所轄部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

川本産業株式会社 監査等委員会

監査等委員 親 泊 伸 明 ㊞
監査等委員 福 田 健太郎 ㊞
監査等委員 小 寺 美 帆 ㊞
監査等委員 小 玉 稔 ㊞

(注)監査等委員 親泊伸明、小寺美帆及び小玉稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上